

平成 20 年 度 第 9 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 0 年 8 月 6 日 (水) 午後 2 時

場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3 ・ 4 委員会室

第9回定例会議事日程

- 1 日 時 平成20年8月6日(水) 午後2時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟5階 第3・4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第15号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
 - 第2 第16号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について
 - 第3 第17号議案 平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書の採択について
 - 第4 第18号議案 特別支援学級の設置について
- 4 協議事項
 - ・定期監査への対応について
- 5 報告事項
 - ・小中一貫教育の基本方針(案)に関するパブリックコメントの回答について (指導室)
 - ・死亡者叙位・叙勲の受章について (指導室)
 - ・八王子市スポーツ振興審議会の中間報告について (スポーツ振興課)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

| | | | |
|-----|------|-----|----|
| 委員長 | (1番) | 小田原 | 榮 |
| 委員 | (2番) | 細野 | 助博 |
| 委員 | (3番) | 川上 | 剋美 |
| 委員 | (4番) | 水崎 | 知代 |

教 育 長 (5 番) 石 川 和 昭

教育委員会事務局

| | |
|---|---------|
| 教 育 長 (再 掲) | 石 川 和 昭 |
| 学 校 教 育 部 長 | 石 垣 繁 雄 |
| 学 校 教 育 部 参 事 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教 職 員 人 事 ・ 指 導 担 当) | 由 井 良 昌 |
| 教 育 総 務 課 長 | 天 野 高 延 |
| 学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当) | 穂 坂 敏 明 |
| 施 設 整 備 課 長 | 萩 生 田 孝 |
| 学 事 課 長 | 野 村 みゆき |
| 学 校 教 育 部 主 幹 (中 学 校 給 食 担 当) | 小 松 正 照 |
| 学 校 教 育 部 主 幹 (学 区 等 調 整 担 当 兼 特 別 支 援 教 育 ・ 指 導 事 務 担 当) | 海 野 千 細 |
| 指 導 室 統 括 指 導 主 事 | 宇 都 宮 聡 |
| 指 導 室 先 任 指 導 主 事 | 山 下 久 也 |
| 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長 | 菊 谷 文 男 |
| 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 (八 王 子 市 図 書 館 長) | 坂 倉 仁 |
| 生 涯 学 習 総 務 課 長 | 桑 原 次 夫 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 遠 藤 辰 雄 |
| 学 習 支 援 課 長 | 牧 野 晴 信 |
| 文 化 財 課 長 | 渡 辺 徳 康 |
| 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (ス ポ ー ツ 施 設 担 当) | 若 林 育 男 |
| 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (こ ど も 科 学 館 長) | 森 文 男 |
| 教 育 総 務 課 課 長 補 佐 | 山 本 信 男 |
| 学 事 課 主 査 | 染 谷 勇 |
| 指 導 室 主 査 | 塚 本 洋 司 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|---------|
| 教 育 総 務 課 主 査 | 後 藤 浩 之 |
|---------------|---------|

教育総務課副主査

小林 なつ子

教育総務課主任

佐藤 秀 靖

【午後2時00分開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成り立ちました。

これより、平成20年度第9回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は、4番、水崎知代委員を指名いたします。お願いいたします。

なお、議事日程中、第15号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ご異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について進行いたします。

小田原委員長 まず、日程第2、第16号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、学事課から説明願います。

野村学事課長 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の設定についてでございます。

これにつきましては、八王子市ニュータウンの大規模な住宅開発に伴いまして、各小学校の通学区域全体を見直した中で通学区域の見直しを図るものでございます。

説明につきましては、主査の染谷からご説明申し上げます。

染谷学事課主査 それでは、第16号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について、ご説明申し上げます。お手元の資料は、第16号議案と変更後の小学校通学区域図でございます。

改正内容でございますが、七国小学校の通学区域の一部をみなみ野君田小学校に変更いたします。これに伴いまして、別表第1、市立小学校の通学区域、1、小学校の部のみなみ野君田小学校の通学区域に七国三丁目を加え、七国小学校の通学区域を七国三丁目から七国三丁目（一部）に変更いたします。変更の位置に関しましては、変更後の小学校の通学区域をごらんください。八王子ニュータウン内の3校、上から、みなみ野小学校、みなみ野君田小学校、七国小学校が表示されています。地図の中央下の格子の部分が七国小学

校からみなみ野君田小学校に変更いたします。

以上で説明を終わります。

小田原委員長　ただいま学事課の説明は終わりました。

本案について、ご質疑はございますか。よろしいですか。

細野委員　地図を見ているのですけれども、Cブロックのところの線が引いてあるものが、新たにみなみ野君田小学校の方に行くわけですね。どれくらい時間がかかるのでしょうか。

野村学事課長　小学生の足で、少し坂にはなっていますが、徒歩で20分程度というふうに思います。

小田原委員長　ということですが、どうですか。

水崎委員　七国三丁目の1、2、3、33番地というのは、それが、みなみ野君田小に入るといえることですね。そして、七国三丁目の4番地からは七国小なのですね。

教室不足の解消というのもあって、やむを得ないとはわかるのですけれども、子どもたちにとって、ちょっと先日、お聞きした話だと、七国小までだと600メートルだけでも、みなみ野君田小までは1,200から1,500メートルあるということをお聞きしたのでありますけれども。これで、一番長くて歩いて20分。

それで、2年前だったと思うのですけれども、七国一丁目と兵衛二丁目、ここもみなみ野君田小に入れるという話がこの定例会であったときに、七国一丁目、この南側というのですかね、地図で言うと下の方ですね、そこは人が住まない、緑地だということで、みなみ野君田小に入っても大きな影響がないということをお話し合われていると思うのですけれども。七国三丁目の1、2、3、33番地がみなみ野君田小に入るといえるのは、かなり、これ陸の孤島みたいな感じがありますよね、安全面とか、そういうのも含めて、問題とかはないのでしょうか。

野村学事課長　今、格子状に線を引いてあるところなのですが、そこからずっと大通り沿いに歩道があるわけです。その大通りの歩道沿いを歩いていくということになるかと思うのですけれども、そういう意味では、車の通りもあるのかもしれませんが、大きな道路を横断するというふうなこともないので、照明もあることだし、冬の時期でも暗くはないというふうに判断をしています。

それと、あと、この地域をみなみ野君田小というふうにおっしゃられた件についてですけれども、住宅開発で思ったよりも児童発生率が高くなって、七国小が増築をしておりますけれども、そこがいっぱいになるというふうな可能性が出てきています。というか、

もう、いっぱいなのです。それで、まだ多少、余裕は実は余りないのですが、しかし、この地域の中での学校ということになると、みなみ野君田小ということになっています。それで、みなみ野君田小に持っていくというふうな判断をしたところです。

水崎委員 例え、七国三丁目の1、2、3、33番地の子どもがみなみ野君田小に通って、中学はどこになるのですか、七国中になるわけですね。

野村学事課長 七国中学校です。

水崎委員 今、この地域、小中一貫校、みなみ野小中で来年度からとなっていますよね。みなみ野君田小とみなみ野小とみなみ野中との問題で、いろいろ地域の方からもお声が上がっていると思うのですけれども、七国三丁目の1、2、3、33番地の子どもたちは、みなみ野君田小に通って、その後、中学へ行くときというのは七国中に行くということですか。そのときに、選んで、みなみ野中に行くということはできないのですか。そこら辺は、どのようになっているのでしょうか。

野村学事課長 選択をするということは基本的に可能なのですけれども、みなみ野中の教室数の限度もありますので、それによるかと思います。わかりますか。選択制で、みなみ野中を選ぶことも可能なのですけれども、みなみ野中の教室数の限度がありますから、それによっては全員の方が希望をかなえられるとは限りませんけれども。学区は、基本的には七国ですね。ですから、選択制でみなみ野中を選ぶわけですけれども、そのときにキャパの問題がありますよね。キャパシティーの問題になると思うのですけれども。

小田原委員長 答えとしては、後半が要らないのです。「できます」であって、あとは、どの中学校においても同じ条件になるわけでしょう。質問に対しては、「できます」ということではないのですかね。

そのほか、いかがですか。

水崎委員 もう一つ、お願いしたいのですが。七国小にこの地域の子どもたちを入れることは、絶対にだめなのですか。

野村学事課長 やはり、これもキャパシティーの問題ですけれども、それだけの七国小学校に許容するだけの教室数の確保が困難ということですので、こういうふうな決定をしたいというふうに考えていますので。もう、既に増築はしていますので。

水崎委員 それ以上の増築は、もう不可能ということなのですか。

萩生田施設整備課長 七国小は18クラス、ハード面で教室があります。それで、学校の西側に5教室、既にプレハブで増築をしております。これ以上、増築をする場合には、校

庭をつぶせばできますけれども、そういったなかなか乱暴なことは今までやっていないということがあります。

小田原委員長　ということですが、いかがでしょうか。では、ご意見を含めて、いかがですか。

石垣学校教育部長　当初のところでご説明をすればよかったのかもしれませんが、この地域につきましては、当初2校ということで出発しまして、それで学区域を形成したという経過がございます。その後、みなみ野君田小が平成19年度に開校したということで、それぞれの学校の学区域から、みなみ野君田小の学区域をつくっていったという経過がございます。それから、まちづくりがまだ完成していないということで、後から完成してくるところが今もありますし、これからのあります。そういう中で、学校と学区域の関係の中で、学区域のちょうど真ん中に学校を置くという配置がどうしてもできなかったという部分もございます。それで、子どもたちが、もう既に入っていて満タンに近い状態、少しあきがあるという現状の中で、後から開発されて子どもが増加したという部分につきましては、やはり、そういう状況を見ながら学区域を指定していかざるを得ないということで、今回、こういう苦渋の選択をして学区域を決めて、ここで提案をさせていただいたという経過がございますので、そこら辺のところはお含みおきをいただきたいなと思っております。

小田原委員長　という補足の説明もございました。ご質疑だけではなくて、ご意見を含めて、ご発言がありましたら、どうぞ。

水崎委員　中学校は、七国三丁目の1、2、3、33番地に子どもたちが住んだときに、七国中の許容は大丈夫なのですか。

野村学事課長　はい、その見込みです。

小田原委員長　ここは、いかがですか。

水崎委員　許可区域にもならないということですね。

野村学事課長　許可区域というのは、基本的に保障する部分も出てくるので、保障できない、今、部長も申しあげましたとおり、苦渋の決断ではありますが、それもできない区域になります。

小田原委員長　ということですが。ご意見を、どうぞ。私だったらこうしたいと思うのですが、それがどうなのだとかという話があれば。つまり、これは通学区域が決まっている、それから1学級40人という定数はかえないという、そういう前提で今、話を進めている

わけですから、それでいくと、もうこれしかないのだということですよね。通学区域を定めなければ、行きたい学校へどうぞという話になるけれども、それができないから新しい地域は七国一丁目と同じ扱いをいたしますということなのです。それで遠くなるとか、あるいは小中一貫だから、こちらに行きたいのに行けないというふうな話になるのは不合理ではないかと言ったら、では、どうしたらいいかという案があれば出していただかないと、学事課としても大変苦しいところだろうというふうに思います。

ということで、いかがですか。

水崎委員 代替の案と言われると、なかなか、正直、七国小に入れてやりたいというのが、本当は地理から言えば心情ではないかなと思うのです。学校選択制での選択理由、これは学校の距離、安全というのが小学生は今年度、選んだ子で30%あるので、それも考えると、やはり保護者は、近いところに学校があるのであれば、近いところへ入れてやりたいというのが心情だろうと思うのですが、今のご説明だと、もう、この方法しか現実としてやれないとなれば、しょうがないかなとは思いますが。ただ、ここへ住まわれる方が、実際、子どもたちの通う学校はどこなのだろうと、それを不動産屋さんか何かで家を買うときに、それもわかって買ってください分にはいいとは思いますが、単に歩いてみて、ああ、七国小がここにあるねということで自分たちの判断で住んでしまって、住んだはいいけど実はみなみ野君田小だったと、こうなったときに、やはり気の毒かなと思うので、そこら辺はしっかり押さえておいた方がいいのかなと思うのですが。

野村学事課長 この底地というか地面は、UR機構との話し合いの中で処分期間を延ばしながら定めてきています。その中で、やはり学校のキャパに大変、今、委員さんがおっしゃられたように、多少無理というか、苦渋の決断をしなければならない事情が発生するというのも含めて、ずっと交渉を行ってきたところです。その中で、宅地開発業者の方に土地を移行するときに、その条件は伝えてございます。実際、業者の方も重要事項説明書の中できちんと説明をしなければ法律違反になりますので、それは確実に行う約束はとれておりますし、今も、その辺のところは業者と緊密にやりとりをやっているところです。ですから、新たに来られた方に関しても、情報が漏れるということはないというふうに考えております。

細野委員 さっき委員長がおっしゃったけれども、学区制というのを取っ払ってしまえばどうかということ、やはり関係してくると思うのです。これは二つの意味があって、さっき委員の話にもあったのだけれども、安全とかコミュニティーのことを考えたら、あ

る程度、固まった方がいいだろうというのが一つあると。もう一つは、小中一貫というのを我々はこれから原則にするわけでしょう。そうしたときに、なるべく、そこを変動しないようにしなくてはいけないというふうなことを考えたときに、この区割りのまま、いつも、宅地が造成されたから、また区割りを変えますよという、そういう彙報的なことだけでいいのだろうか。あるいは、そういうことがないのだったら、この際、もう取っ払った方がいいというふうな気はしますよね。そのあたりは、どうなのでしょう。

小田原委員長 あわせて、私の方から言うと、今のやりとりを伺っていて、学区制を敷いていることの無理が委員の疑義として出されているというふうに思うのです。だから、細野委員のように、通学区域を取っ払ったらどうかという考え方は、当然出てくると思うのですよ。物すごく理不尽というか不条理だということを、私たちの勝手に決めている話になるわけです。そんなことを行政としてやっていいのですかといったら、それは、やらざるを得ない、そういう立場だろうと思うのです。そこを思い切ってどうするかというふうな考えがなければ、このままになるだろうというふうに思いますけど、いかがですか。

野村学事課長 学事課長の立場でお答えできるかどうか分からないのですが、学生は、やはり地域のコミュニティーの基盤、言っていることとやっていることが矛盾をするので、余り言えないなという気もするのですけれども、地域のコミュニティーの基盤でもあるというふうに考えています。そういう意味では、ここの地域が飛び出ているというふうに思いますが、その地域の方はやはり学校に一方方向に行くわけですから、そういう意味では、それほどコミュニティーを壊すということではないというふうに思っていますし、学生が全くなくなるということは、地域の方々のよりどころもなくす場合もあるのかなというふうに考えていますので、なかなか取っ払うというのは難しいのかなと思っています。

それと、小中一貫での矛盾というふうなお話でしょうか。そのように聞こえたのですが、基本的には、八王子市の小中一貫というのは、小中一貫教育を中心に行う中では、どの学校にいても基本的な小中の連携した教育は学習指導要領に基づいて行われるというふうになっておりますので、それについての心配はないというふうに考えています。

細野委員 コミュニティーが失われるというのだけど、僕は逆だと思うのです。要するに、もう、保護者に任せてしまうのです。そうしたら、保護者の結果として学区制ができ上がるわけでしょう。そちらの合理性の方が、私はあるのではないかと思う。先ほど一番最初に、Cブロックのところからこう行くと、どれぐらいかかりますかと。我々のときは、1

キロ、2キロ歩くなると当たり前だった。そのときは、まだ車とか、そういうものもなかったし、いろいろな面で社会的な不安とかもなかったのです。リスクがなかった。でも、今は、そうではない、そういうときです。

そうすると、ここから、例えば、今はいいかもしれないけれども、冬の時期になったら結構遅くなったりするなんてこともあると考えると、これは、保護者の合理的な判断に任せると、そのための学区制だというふうに考えて、学区制が保護者の選択の結果として出てくるというふうに任せるという意味での選択制として考えたらどうかなということなのです。そうすると、いろいろな点で皆さんもご無理をなさる必要もないし、この3校については、どうぞ好き勝手に選んでくださいと。そのときにはキャパシティもありますから、やむを得ずという場合はどこかに行ってもらいますよと。それは、やはりご父兄のリスクだと思いますけれども、そういうことはできないのでしょうか。これは、私、半分、質問ですけれども。

小田原委員長 この中の皆さんの中に複式の授業を受けた方がいらっしゃるのではないかと思います。つまり、午前中の授業の組と午後の授業の組とか、それから1クラス50人を超えるクラスとか、そういう経験をされた方というのはいませんか。相当、上になるのですかね。学事課長の年齢以上、以上ではないか、超える方々ということになるのかもかもしれませんが。それは、委員がお話ししたように、教室に入り切れないものですから、午前の教室に入るクラスと午後の教室に入るクラスがあったり、1クラス50人を超える、だから、みんなくっついてぎゅうぎゅうの教室でやったりとかというのがあったわけです。

だから、そういうことを押して、キャパを超えるという話がありましたが、キャパを超えた場合には、そういうふうなことになるですよとか、プレハブの教室になりますよとか。40人を守ろうとすれば、プレハブになりますよと。ただ、グラウンドが、それで狭くなったとかということはないでくださいよとかというふうなことをやって、それでも行きたい学校を選んでくださいというふうにすることが考えられれば、今の細野委員の話というのは、さらに、あり得る話として出てくるのだけれど、そういうことというのが考えられないとすれば、では、どういうふうにするかと、そういう形でお答えいただければと思うのですが。

野村学事課長 まず、学区を外してというふうなお話なのですけれども、そうすると、当然、抽選が考えられます。この地域の方も、みなみ野小に行く方も想定されますよね。そうすると、もっと悪い環境になるのかなということも考えられます。その中では、やはり

学区をある程度定めて、義務教育の中で教育の場を確保するというのが学事課の責任かなというふうに思っていますし、同じような意味で、50名を超える学級ということは、今、保護者の希望の中でも40人にならない、できれば30人、35人の学級の要望が大きい中では、なかなかご理解いただけないのかなというふうに思っています。

増築についても、やはり校庭をつぶすということが前提になりますけれども、多くの児童がいる中で、さらに校庭が狭くなるということは、できるだけ避けたい教育環境だというふうに学事課としては判断をしますので、このような選択肢かなというふうに判断したところです。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。

石垣学校教育部長 今の学事課長のお話に屋上屋を重ねるような言い方になるかもしれませんが、例えば、学区域を全部取っ払うという話になると、来る子どもが多い少ないというのが出てきて、キャパを超えれば、それは抽選になってしまうと。そのときに何が起こるかという、先ほど水崎委員さんの方からお話が出ましたけれども、近くても通えないと、そういう問題が、まず一番最初に来るのだらうと思うのです。そこは、やはり教育委員会としては、一定程度、学区域という部分については通学区域も考えながら想定している部分が基本的にはあります。でも、そうはいかない部分もあるから、私の方も非常に学区域を決める場合、苦労するのですけれども。

それは、でも、一部分は切っていいということで私、申し上げているわけではないですけれども、切らざるを得ない。そういうところで、やはり一部矛盾が出るところは、どうしても出てくる。選択制という部分をとった中で、その矛盾が一定程度、小学校の部分で、先ほど出ましたけど、30%近くの子が近くの学校に通うという、選択制の中で結果が出ているわけです。それはそれで選択制の私は効果だと思っています。選択制は通学区域を崩す一步手前の措置ですから、ある意味で、選択制という、その一步手前のところで、通学距離という部分については、小さい子どもたち、小学生の部分については、私は効果を上げているだらうと思っています。

ただ、今回の場合、ここの部分で、みなみ野という地域だけで例えば通学区域を撤廃しますよということも、一つ、できるのかなと。これは、距離はそんなに変わりませんから、そんなには問題が出ないのかなとは思いますが、それでも、やはり遠い近いというのは一定程度、問題として出てくる。また、そういう部分をあらかじめ合意をとるということは、なかなか今の段階では難しいのだらうと思うのです。そんなことを考えますと、

なかなか学区制を全部取っ払う、学区域を取っ払うというのは、今の段階ではいろいろ障害があって難しいかなと思っております。その合意をどうとっていくのか、それによって生ずるリスクも逆にあるわけですから、そのところが皆さんのご理解をいただけないと、そういう措置というのはなかなかとれないのかなと思ってます。

それから、施設のキャパ、これを取り除いて、先ほど委員長の方からお話がございましたけれども、生徒が来れば、では、増築をしたり、あるいはいろいろ工夫して授業をすることができるということは私も理解はしているつもりでございますけれども、やはり市民が公立学校に期待を寄せる部分というのは、公平で一律の、あるいは安全なという部分がその中に含まれているということを考えますと、やはり一定の教育環境というのは保たざるを得ないのかなと。そうしたときに、教室数あるいは校庭の大きさ、体育館の大きさ、プールの授業での活用の仕方とか、実数で考えていった場合に、いろいろ制約が出てくる。そうした場合、やはり一定の施設で、どのくらい子どもたちが入れるのかという部分というのは、おのずと数字として出てきて、そういう中で学区域とか児童数とか、そういうものが決まってくるのかなと。そういう中で、当然、通学区域というのも、そこで設定されるのだろうなと思っております。

以上です。

小田原委員長　　ということですが、お話を伺っていると、いろいろなことを考えていただきたいというふうにはなるのですが、現状として、制度と、それから人口動態というのを考えると原案が最善であるということのようなのですが、いかがですか。

石垣学校教育部長　　それから、今は、こういう形で、苦渋というか、そうせざるを得ないということを申し上げて提案をさせていただいているところでございますけれども、学区域というのはアメーバみたいに動いているのです。生き物みたいなものですから、そういう中で、このみなみ野地域ということだけで考えていけば、一定のところまで町区域の開発というのは止まります。そのときに、もう一回、これは地域の方に相談しなくてはいけないのですが、学区域を変えるということの提案は将来的には出てくるのかなと思っております。そうしたときに、遠い近いという問題も、その中では解決策として提案できるのだろうと思っているところでございます。

小田原委員長　　アメーバは自分の意思で動いているわけです。ところが、ここのアメーバは私たちが勝手に色分けしているわけです。そこを考えると、やはり僕は通学区域が癌だというふうに思いますよ。だから、それを取っ払うことができないのであるならば、これ

はもう行政の勝手放題やってくださいとしか言いようがなくなるわけです、ご都合に合わせて。ただ、皆様の合意をできるだけ得ようという、そういう配慮がなされているわけだから、今回は、これでいきたいと。だから、状況が変われば、また、私は、青で塗っていただきますけれども、この青が黄色になって上の方の黄色が青になると、それがアメーバという話だろうと思いますけど、それも有り得るということだろうと思います。

ということですが、何かご意見はございますか。

水崎委員 最後をお願いなのですが、これは学事課ではなくて指導室の方かなとは思いますが、みなみ野小中が一貫校になって七国小中は別に今は予定は何もないのですが、全市でももちろん、一貫教育ということをやるので、差があってはいけないので、ないとは思っていますけれども、みなみ野君田小の子どもたちが、みなみ野中へ行っても七国中へ行っても、それなりにうまく連携が、円滑な接続ができるように、ぜひ指導室の方へお願いしたいと思います。

小田原委員長 特に、ありますか。

石川教育長 もう、事務局の方の説明で、当面、これしかないのだという点はおわかりいただいたかなというふうに思いますけれども、将来、これは恒久的にこのようにしていくということではありませんで、委員長の発言にもありましたけれども、まだ人口動態がどうなるかわかりませんし、開発との関係もありますし、子どもの発生状況も変わっていくという、こういうさまざまなことがかかわってくるものですから、当面はこれでいきますけれども、今後5年ぐらいの間に、この先のことは考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っています。

と言いますのも、この地域はやはり特殊な地域と考えられるのです。転出・転入がなかなかしにくい、やはり、この地域を一つとして考えていくということも大きな考え方の一つにありますので、その場合には完全に選択制という方向性も考えられなくはありませんし、それから、今やっている小中一貫教育の中の一番やりやすい方法として、一貫校をここでスタートさせるわけですが、いずれ七国小中もそういう方向性に向かうのだろうというふうに思っています。となりますと、みなみ野君田小の問題も当然出てくるわけですから、ここを含めた形で何らかの方策を打たなくてはいけないのかなというふうに思っています。ただ、当面は、これでお願いをしたいということです。後は柔軟に考えたいというふうに思っています。

小田原委員長 それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第16号議案につきましては、ご提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ご異議ないものと認めます。

よって、第16号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第17号議案 平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書の採択についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明を願います。

宇都宮指導室統括指導主事 第17号議案 平成21年度八王子市立小学校使用教科用図書の採択について、お諮り願います。

これにつきましては、6月25日に決定していただきました平成21年度小学校使用教科用図書採択要綱に従いまして、新学習指導要領が完全実施になる平成23年4月までの2年間にわたって使用する教科書の採択をするものでございます。7月23日の協議におきまして、各委員の先生方からいただきましたご意見をもとに本議案を作成いたしました。9教科11種目について、前回の結果をまとめさせていただきました。

まず、教科、国語、種目、国語、発行者名、教育出版株式会社、書名、「ひろがる言葉」でございます。続きまして、教科、国語、種目、書写、光村図書出版株式会社、「書写」でございます。教科、社会、種目、社会、東京書籍株式会社、「新編 新しい社会」でございます。教科、社会、種目、地図、株式会社帝国書院、「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」でございます。教科、算数、種目、算数、学校図書株式会社、「みんなと学ぶ、小学校算数」。教科、理科、種目、理科、大日本図書株式会社、「新版 たのしい理科」でございます。教科、生活、種目、生活、日本文教出版株式会社、「わたしとせいかつ」でございます。教科、音楽、種目、音楽、株式会社教育芸術社、「小学生の音楽」。教科、図画工作、種目、図画工作、日本文教出版株式会社、「図画工作」でございます。教科、家庭科、種目、家庭科、東京書籍株式会社、「新編 新しい家庭」。教科、体育、種目、保健、株式会社学習研究社、「新・みんなの保健」ということでございます。

なお、特別支援学級及び法令に基づいた前年度の中学校の使用教科書につきましては、事案決定規定に基づきまして、教育長決裁にて7月2日の日に採択をいたしております。また、特別支援学級につきましては、現在、各学校よりの需要数の調査を行いながら、こ

れも事案決定規定に従いまして、8月31日までに教育長決裁で決定をいたしていく方向でございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの説明は終わりました。

本案について、ご質疑、ご意見はございませんか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、お諮りいたします。

ただいまご提案のありました第17号議案につきましては、このように決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ご異議ないものと認めます。

よって、17号議案は、そのように決定することにいたしました。

なお、特別支援学級と中学校につきましては定例会がございませんので教育長決裁で決定するというので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

小田原委員長 それでは、続きまして、第18号議案に移ります。

本案について、指導室から。

海野学校教育部主幹 それでは、第18号議案 特別支援学級の設置について、ご審議いただきたく、よろしくお願いいいたします。

設置する学校は、(1)が特別支援学級、情緒障害等学級の通級制です。八王子市立松が谷小学校、1学級。(2)、特別支援学級、知的障害学級の固定制です。八王子市立愛宕小学校、1学級。2、開設日は平成21年4月1日です。

詳細につきましては、担当の塚本主査より説明いたします。

塚本指導室主査 第18号議案の特別支援学級設置の趣旨につきまして、私の方から説明させていただきます。

特別支援学級、小学校の在籍者数ですが、ここ10年で、固定学級につきましては約2.6倍以上、通級指導学級につきましては2.3倍以上の増加を示しております。これは八王子市全体の数字であります、特に多摩ニュータウン地域では顕著な数字を示しております。それに対処するというので、平成19年度には上柚木小学校に通級指導学級を、別所小学校に固定学級をそれぞれ1校ずつ新設いたしました。これによりまして多摩ニュー

ータウン地域では特別支援学級が5校になったわけですが、平成20年度におきまして、5校のうち4校につきまして、それぞれ1学級の学級増をいたしまして特別支援学級へのニーズに対応してきました。平成21年度の予想ですが、現在、来年度就学の就学相談を受け付けておりますが、多摩ニュータウン地域では就学相談の受付件数がかなり伸びております。したがって、既存の学校につきまして、これ以上の学級増をするということにつきましては、施設面からも指導面からも適切ではないということを受けまして、平成21年度4月に通級指導学級1校、固定学級1校をそれぞれ新設する予定であります。

私の方からは以上です。

小田原委員長 特別支援学級の設置について、指導室からの説明は終わりました。

本案について、ご質疑、ご意見、あわせてお願いいたします。特に、ございませんか。

水崎委員 これは、この開設でよろしいかと思うのです。そのほかのことで、ちょっと教えていただきたいことがあるので、よろしいでしょうか。

設置を希望していても、なかなか空き教室がないとか、そういう施設的な面でできないという学校も八王子市内にはあるのかなと思うのですけれども、それは、どういう把握をされていますか。

海野学校教育部主幹 現在、要望といった形で出てきている地域があります。特に、こちらの方で調査しているということではないのですけれども、現実には、どここの小学校には今度はできないのですかというふうなお問い合わせをいただいたり、議員さんを通して要望されるといったこともあります。

水崎委員 今回の要望に対して、今後、実際に設置する方向で考えていくと受け取ってもよろしいのでしょうか。

海野学校教育部主幹 それにつきましては、市全体のバランスの中で適正な配置が必要というふうに考えておりまして、現在、特別支援学級の整備計画を今年度じゅうに整えて、それに基づいて整備をしていくというふうな考え方を持っております。

水崎委員 ありがとうございます。その整備計画で、ぜひ、いい方向でやってもらえればと思います。

あと、もう一つ教えてください。今、小学生で、よく教室を飛び出してしまうとか授業に集中できないとか、そういった状況がかなりあると聞いてはいるのですけれども、それについて人的措置とか何か対策とか、そこら辺は、どのようなことを考えておられますでしょうか。

海野学校教育部主幹　　今、水崎委員がおっしゃっているのは、通常の学級でのことでしょうか。それにつきましては、今、特別支援サポーターとか特別支援ボランティアというような形で、外部人材を必要性に応じて配置するということでもあります。これは、以前にもお話ししたかもしれませんが、現実には、なかなか外部支援の人材に対して十分な人が確保できないというような課題もありまして、学校での指導に十分支援ができていない現状があるのは確かでございます。ただ、この後につきましては、さまざまな形で人材確保といった部分が整ってきておりますので、徐々に学校の支援の方も充実させていくことができるのではないかとこのように考えております。

水崎委員　　情緒の通級学級がありますよね。ある学校でそれを設置すると、例えば、その学校の中で通常学級に通っている発達障害のある子どもたちが、その通常学級に通いながら通級学級でも受けるという、そういうメリットというのですか、いい点があるのではないかなんて思ったりもするのですけれども、そこら辺は、どのように考えておられますでしょうか。

海野学校教育部主幹　　今、ご指摘のように、自校通級というような形で情緒障害学級の通級というのを利用しているケースもあります。それで今、本格的に特別支援教育が実施されるという中で、固定制の知的学級の中で、正式に入級という形ではなくても通常学級を支援するといった体制をとっているところもありまして、そういう意味では、特別支援学級、知的と情緒、両方ともに自校内でのさまざまな通常学級の支援ということができてきているように感じております。

小田原委員長　　よろしいですか。考え方として、情緒障害と先ほどの多動性のある子どもというのを分けるのか、同じに考えるのか。それから、特別支援教育というふうに言っているけれども、特別支援教育は、そもそもどういうことを言うのかというのをあわせて、今の話というのですね。それが入り組んでいるようできて分かれて、別々に取り扱われているのだけれど、その点は私は別な考えを持っているのですけれども、八王子市の今の特別支援教育を進めるという点では、ある方向性を持っていると思うのですけれども、その中で説明すれば、全部説明でき得るように思うのですけれども、いかがですか。

海野学校教育部主幹　　特別支援教育の推進計画という中では、基本的な方向性としては、いわゆる共生社会といいますが、インテグレーションの考え方とかで基本的には進めようとしている。要するに、障害のある人もない人も、同じ社会の一員として生活して自立支援をお互いにしていこうと。ただ、現実的に、今の状況の中で必要な教育的なニーズに応

じた支援をしていくためには、どうしても特別支援学級も必要であろうし、通常学級の中で、その子、その子に応じた支援をしていく必要もあるだろうという。そういう意味では、両方の働きかけを考えていながら、同じ社会の中でともに生きていけるような、そういう社会を目指していくというふうなノーマライゼーションの社会の実現ということ、方向性としては考えているというふうに認識しています。

小田原委員長　それで、多動性の子どもと情緒障害の学級の中になんという話というのは、どういうふうになっているのですか。

海野学校教育部主幹　もう一度、お願いします。

小田原委員長　多動性のある子どもたちに対してどう対応するかということと、情緒障害学級というものをふやして、そういう中に取り込んでいくというようなことというのは、どういうふうになるのか。

海野学校教育部主幹　情緒障害学級ということでは、週4日間は通常学級の中で生活をして、1日を情緒障害学級の中で、サポートしてもらいながら学校生活を送っていくという形なのです。一言で発達障害を持っている子どもたちといっても、非常に幅がある状況があります。ですから、そういう支援の仕方が適しているお子さんもいれば、やはり知的・固定の枠の中で、毎日の積み重ねの支援が必要なお子さんというのがあるというふうに考えます。そう考えると、やはり現状では両方の場が必要であるというふうな考え方の中で、子どもたちの状態に応じた支援を組み立てていく必要があるのではないかとこのように考えます。

小田原委員長　それでいいのですが、さっきお答えになった全体的な理念的な部分の考え方と今のお話の中間に、だから、特別支援教育のセンターを置いて、各学校にコーディネーターを置いているシステムを今、八王子はとっているのですよということですね。そういう中で、水崎さんの質問の中身というのは対応していけるはずなのだというふうに、私なんかは考えているのですよ。ということで、よろしいですか。私はそういうふうに考えているので、別に特に問題はない形で着々と計画を推進している、今、段階であるというふうなことなのです。

水崎委員　あと一つだけ、すみません。特別支援教室というのがありますがね。クールダウンしたりとか、個別の指導をしたりとする教室を全校に配置するというので、平成16年ぐらいにプレス発表にもなっていると思うのですがけれども。今現在、校長室を使ったり会議室を使ったりとか、そういうことも聞いてはいるのですがけれども、これについても

着々と、いい方向で進めていただいていますでしょうか。

海野学校教育部主幹 特別支援教室につきましては、当初、文部科学省も特別支援教室というふうな形で想定をして、いわゆる特別支援学級とか特別支援学校なんかもなくしていくというような方向を考えていたというふうに認識しております。ところが、現実には、それをパブリックコメントをとったときに、実際に今、特別支援学級に在籍しているお子さんの親御さんとか、特別支援学校に在籍している子の親御さんから猛烈な反対が生まれ、特別支援教室という形になったときに、どれだけきちんとした専門的な指導がしてもらえるのだろうか。やはり、子どもによっては、日々の生活の中できちんとした専門的な働きかけが必要だというようなお子さんもおられるという中で、今は特別支援教室というスペースをつくっているという学校も当然ありますし、各学校の中でクールダウンのスペースが必要だということと校内を整えているというような方向はありますが、現実には、そこに人が配置できていないという課題があるのです。ですから、機能として特別支援教室のような機能は必要だと思いますけれども、それに応じた人的措置といった部分が、まだ十分ではないところなので、各学校の状況に応じた形で、今、教育委員会としては支援していこうと。特別支援教室については各学校の状況の中で整えているという、そういった状況です。

小田原委員長 よろしいですか。

私なんかは、校長室が特別支援教室であったって、それは着々と進んでいるのだというふうに認識しているのです。指導教室ができなければ、それで着々と進んでいるというふうに言えないなんて、そういう話ではないというふうに思うのです。国は、もうトーンダウンしているのだから、しょうがないと思いますよ。

水崎委員 人的支援についても、今後、検討していくという方向でよろしいのでしょうか。

海野学校教育部主幹 そういう意味で、今、特別支援サポーターについて、人材確保というのが大学との連携の中でかなり整ってきているということもありますので、そういう形で実現していければというふうに考えております。

小田原委員長 これも、なかなか難しい話ですよ。そんなに簡単にできる話ではない。だから、地域のお手伝いが求められるということだろうと思います。

ほかに、ご意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ないようでございますので、お諮りいたします。

指導室から提案されました日程第4、第18号議案 特別支援学級の設置については、原案のように決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ご異議ないものと認めます。

よって、第18号議案につきましては、そのように決定することにしました。

小田原委員長 続いて、協議事項に入ります。

定期監査への対応についてを議題に供します。

本件について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、協議事項、定期監査への対応についてということで、平成19年度定期監査により指摘のあった事項への対応についてでございます。詳細につきましては、山本課長補佐からご説明いたします。

山本教育総務課主査 定期監査につきましては、4月16日に開催されました第1回の教育定例会で報告をしたところですが、平成19年11月29日から平成20年3月25日まで、平成19年度に執行しました財務に関する事務につきまして定期監査がありました。それで、3月31日付で監査委員の方から定期監査に関する報告がありまして、その報告への対応です。

めくっていただきまして、平成19年度、後期定期監査結果ということで一覧表になっております。それで、報告書掲載というものと、それから別途指導、講評時留意事項というものと二つに分かれております。順に、簡単ですが、ご説明いたします。

報告書掲載事項につきましてですが、まず、美山町と川口中学校間のスクールバス利用者負担金につきまして、納入手続等につきまして、調定手続ですが、適切に取り合って調定しなければならないというふうなことが指摘がありまして、こちらにつきましては、納入通知書の発行と同時に調定をするというふうな適正な事務に改めることといたします。

それから、次の小・中学校のプール水の水質検査委託につきましてですが、こちらの方、検査回数に満たないものがあるとか、確実に基準に基づく検査回数を確保するように事業実施方法の見直しを検討するというふうな指摘がありました。このものにつきましては、学校環境衛生基準に基づく検査となるようにし、また確認ができるような委託契約書の仕様に改めることといたします。

それから、テレビ、パソコンの廃棄についてです。こちらの方、法に決まったきちんと

した廃棄手続がとられていないというふうな内容の指摘です。テレビにつきましては、家電リサイクル法に基づきまして適正に処分をする、パソコンにつきましては、資源有効利用促進法に基づく適正な処分をするということで対応をしております。

めくっていただきまして、建物等修繕にかかる設計図書等についてということで、こちらの方は、効率性と経済性にも配慮した事務処理となるように、取扱要領等を見直すようにというふうな指摘がございました。こちらの方、建築課等、関係課と協議をしまして、工事につきましては、金額の多寡にかかわらず設計図書等が必要であるが、所管課契約となる修繕については、緊急を要するものも多く、特に設計・積算は要さないこととして、平成20年度から使用するものから共通の仕様書を作成して対応するような対応をとりたいと思います。

続きまして、自家用電気工作物の保安全管理業務についてでございます。こちらの方、指摘があったものについて、適切な対応が計画的にとられていないというふうな内容の指摘でございましたけれども、これにつきましては、平成20年度から管理簿を作成し計画的な執行と管理をし、適正な処理をするというふうなことで対応いたします。それで、指摘を受けた未改修箇所がありますけれども、こちらのうち10件については既に問題は解消しております。残り13件につきましては、20年度中に対応するというように考えております。

続きまして、教育委員会施設内における通勤用の自動車の駐車場使用料についてでございます。こちらの方、納付書により速やかな支払いがされなければならないということになっておりますけれども、そういうふうな口座引き落としがされなかったものに対しての適正な手続をしていただきたいというふうな監査の指摘でございます。こちらの方ですが、月末の口座振替日に使用料の振り替えができなかったときは納付書により支払うように通知することと、速やかに納付しないときには使用中止とするような手続をとることといたします。

めくっていただきまして、小学校の給食の残菜等運搬業務委託についてでございます。こちらの方、学校での計量のものとは戸吹清掃事業所での計量のもので差がありますというふうな指摘がございました。こちらの方ですが、原因がまだ全部わかるわけではありませんけれども、計量ミスとかはかり漏れということがないように学校に通知をいたします。それから、計量器の点検、こちらの方、間違えなく計量できるかということについては点検をいたします。それから、契約以外のごみが混入していないかというふうなことで、管

理責任者が確認するように業者の方に指示をいたします。

それから、小・中学校のプール水の水質検査についてでございます。こちらの方、委託ですが、もともと国の方で決めております基準運用マニュアルというものと取り扱いが違ってありまして、こちらの方を見直ささいというふうな指摘でございます。平成20年度の仕様書の作成に当たりましては、適正に検査できるような仕様書の内容に改めるということで対応いたします。

それから、小学校給食従事者等の腸内細菌検査の実施状況についてでございます。こちらの方、小学校の校長先生、副校長先生の腸内細菌検査の徹底をしてくださいというふうな内容でございます。こちらにつきましては、これまでも担当所管で校長会等において注意をしているところなのですけれども、校長、副校長で腸内細菌検査を受けるように改めて通知をするとともに、連続して受けない校長先生とか副校長先生がいらっしゃいましたら事務局の方から直接指導することといたします。

それから、部活動外部指導員、クラブマネジメントスタッフの謝金についてでございます。こちらの方、場合によってお金が余っていたり足りないところがあったり、それから外部指導員の任用について適正な手続がとられていない部分がありますということの指摘がございました。謝金につきましては、12月までに再配当するなど適正に執行できるように改めます。それから、クラブマネジメントスタッフと外部指導員につきましては、両方の制度を見直しまして一つの要綱にするというふうなこととし、指導者の採用に当たっては適切な手続をとるように改めます。

それから、中学校の部活動にかかる部費会計の取り扱いについてでございます。こちらの方、学校の方で統一がとれていないとか、そういうふうな適正な会計管理が図られていないというふうな指摘がございました。こちらの方につきましては、部費会計を含めまして、私費会計というか、保護者が負担する教育費につきましては、事務局で統一的な基準を作成して、中学校に基準に沿った取り扱いをするように通知をしたいと考えております。

それから、その次は教育センターの公衆電話の手数料等の事務処理についてでございます。こちらの方、会計事務規則等で決まっている事務処理で行っていただきたいというふうな指摘内容でございます。こちらの方、そちらに書いてあるような会計事務規則、それから市の方で決めています、金銭取扱に関する事務処理マニュアルに基づいて適正な事務処理に改めることといたします。

それから、みなみ野君田小学校の給食配膳室の扉修繕についてでございます。こちらの

方、設計の段階で検討会を開催いたしましたけれども、設計のミスを発見できなかったというものでございます。こちらのことにつきましては、使用実態を考慮した仕様書に反映させるといふことと、設計図書等の検収に当たりましては、複数の者により確認をするといふふうなことに改めたいと考えております。

それから、備品の管理についてでございます。こちらの方、施設整備課の備品のコントラバス1台が、監査があったときに所在が不明だったということでございます。こちらの方、所在はわかりました。ただ、貸し出し用の楽器の管理につきましては、今後、所管替えを含めまして適正な管理ができるように改めてまいります。

それから、毒物劇物の適正な管理についてでございます。こちらの方、毒物劇物の保管庫の転倒防止措置がされていないとか、毒物劇物の管理簿の記載がされていないといふふうなことが見つかっております。こちらの方は、保管庫の転倒防止措置は行うということと、管理簿の記載を最新のものに更新する等の措置を講じるものとしたします。それから、当然、全部の校長あてに、このようなことがないように注意を促す通知を送付いたします。

物品購入の支払い事務についてでございます。何件かの学校で支払いが遅れてございました。こちらの支払い事務につきまして、適正な処理がされるように注意を促す通知を送付することとします。今、この表の措置日と報告日については、一応、こちらの教育委員会の方で協議をして、方向性が出ましてから措置をとるといふことで空欄にしておりますけれども、とれる措置のものについては既に実施をしているものもでございます。

内容については、以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件について、ご質疑、ご意見がございましたら、お願いいたします。

水崎委員 4ページ目の指摘事項、部活動外部指導員及びクラブマネジメントスタッフの謝金についてと、この項目のところなのですけれども、要綱を一つにするという方向でやっていくということなのですけれども、外部指導員というのは、学校に技術的に指導する人がいないから外部指導員の人に来てもらって部活をすると。クラブマネジメントスタッフの方は、広域部活動について推進するために来ていただくという方かなと思うのですけれども、そこら辺も別に一つの要綱にしても問題はないということなのではないでしょうか。

野村学事課長 外部指導員についてもクラブマネジメントスタッフについても、やることは同じなのです。やはり、外部指導といふふうな形になりますので。ただ、今、謝金単価

が違ったりするのは、それぞれの理由があるわけですが、お願いしている内容が同じなもので要綱を一つにするという意味です。

小田原委員長 よろしいですか。

水崎委員 よくわかったのですが、今ある要綱がありますよね。そこを整理して一つにするということでもいいのですね。

野村学事課長 そのとおりです。

小田原委員長 この指摘内容と措置の内容というのは、そういうことでもいいと思うのだけれども、指摘している事柄は、一つにすれば指摘された内容が解決することなのですか。つまり、クラブマネジメントスタッフが採用されることになっていながら採用されていない例と、外部指導員がというような、この長房の例と鑑水の例とは違うことが行われていたから、これはおかしいのではないかということに対して、一つの要綱になれば、その事柄は解決することなのですか。そうではないでしょう。採用されるべきところが採用されていない、要綱を一つにすれば採用されていないところが採用されるようになるということではないでしょう。だから、この措置内容と違うことが、ここでは出されているにすぎない、そういうことだと思いますね、むしろ。

野村学事課長 打越中で採用されていなかったのは、採用する必要がなかったということなのです。

小田原委員長 だから、要綱を変えれば、そういうことが解決するのか、そこを聞きたいわけです。

野村学事課長 そういうことではないのですが、内容を見直した中では、一つの要綱でも、この二つのやり方というのでしょうか、事業というのでしょうか、は遂行できるということで、複雑な制度にすることの方が余り意味がないということで、指摘事項を踏まえて要綱を見直したということです。

小田原委員長 ほかに、どうですか。

水崎委員 その次の段の中学校部活動にかかる部費会計の取り扱い、これは、私費会計というのは、保護者から集めているお金についての統一的な基準を作成するというものなのでしょうか。

小田原委員長 これは、どこが担当ですか。学事課かな、やはり。私費会計、この措置をするというふうに決めたところ、平成20年、措置予定時期を決めたところはどこですか。

天野教育総務課長 これにつきましては、今、保護者のものを含めた形ということで、私

費会計というものについては検討していくという部分で、20年度、これは全部の学校の方にかかわりますので、それを検討していこうというふうに思っています。

水崎委員　ちょっとよくわからないのですが、保護者から部費を集めますよね。保護者というか、部活動に入っている子どもたちから部費を集めますよね。それについてということですよ。それを、全校統一の会計の仕方をするということではないのですか。

小田原委員長　部費だけではなくて、学校における私費会計すべてについて、事務局で統一の基準をつくるというふうに言っているわけです。だから、部費会計についても、それが該当しますよということなのです。

水崎委員　保護者のも含まれてという意味なのですね。

小田原委員長　PTA会費の扱いとか、それらの私費会計を含めて、全部について統一の基準をつくと。

山本教育総務課主査　このものにつきましては、学校によりクラブとかで、集めた部費の報告をしていない学校があるとか、それから管理の方を顧問の先生だけでされているとか、そんなこともどうもあるようですので、そういうところにつきましては、必ず保護者の方に、集めた部費はどのようなふうに使いましたという報告とか、あるいは先生が管理をするということではなくて、一定の預金通帳なりに預金をして記録を残してくださいよとか、そういうふうなことは一番基本となる部分だと思いますけれども、そういったところを統一の基準として、これだけはやってくださいよというところをお示しするというふうなことになるかと思います。

水崎委員　公平な会計をするために、こういうことをやると、そういう理解の仕方ではないのですよね。わかりました。

小田原委員長　そういう話になると、私はちょっと疑義があるのですよ。公費が絡む部分については私たちが関与しなければならないけれど、純然たる私費の部分について、私たちが、あせい、こうせいなんてことを言えるわけですか。指導的な部分というのはあったとしても、基準をつくって、こうしなさいなんてことをやらなくてはいけないわけ。僕は、そこまでしてはいけないのではないかと思いますけど、いかがですか。

石垣学校教育部長　今、委員長がおっしゃったように、一定の基準を示して、それは適正な取り扱いをどうするのかと、適正な取り扱いというのはこういうことですよという一定の基準をつくるだけです。あとは学校がやる話ですから、そのところについて、どうこうという話は私の方は入りませんので。基本的なことを言えば、公正で公明というか、あ

る意味で、ガラス張りまでいくかはわかりませんが、きちんと、それが報告されるとか、そういう基準をこの中で決めていこうということでございます。

小田原委員長　これ、学校の先生がかかわっていることについて、公費は預かったお金をただ仲介しているだけだから、私たちの責任だけではないわけですから、これはきちんとしかるべき措置をとらなければいけないというのはあるだろうと思います。だけど、そのほかの部分について、学校の先生たちに、こうなさい、こういう基準でやってくださいみたいなことを示すというようなことをやっていくと、学校の先生たちの意識というものがおかしくなってしまうのです。その典型が、私は大分県だと思っているのです。教員たるものが何をしなくてはいけないか、どういう仕事をしているのかということと考えたら、あんなことは起こるはずないのです。それが、そうではなくなっているから、変なことが勝手にできるようになっているわけで。

これは、私たちも疑われてしまうわけですよ。だから、皆さんもそういうふうに行っているのではないですかというふうになるわけでしょう。それは、学校の先生たちに、やってはいけないことをこういうふうにやってくださいみたいなことを言うから、では、それ以外のことはやってもいいのではないかみたいなふうになってしまうと、そういうことはさせてはだめなのだというふうになっているわけです。だから、余分なことを、あせい、こうせいなんていうようなことは余り言わない方がいいだろうと。そののところだけ、ちょっと、余り深入りをしないようにしてほしいなというふうになっているわけです。

石垣学校教育部長　委員長のご趣旨もわかっておりますので、その範囲でやりたいなと思っております。ただ、監査の指摘がございますので、この部分について、最低限の部分はやらざるを得ないと。やらざるを得ないというのは、おかしいですけども。

小田原委員長　公費のかかわる部分については、ぜひやってください。

石垣学校教育部長　はい、わかりました。

小田原委員長　そのほか、いかがですか。

私の方は、ちょっと幾つか言いたいものだけでも、余り時間をとりたくないのです。例えば、何とか中学と今もありましたけれども、何とか小学校とか、名前が出てくるところと名前が出てこないところがあるわけです。2ページの2枚目の一番下のところ、これは学校と名前を挙げていただきたい。3ページも同じ、校長、副校長、どこの学校のだれなのか。それから5ページ、一番下ですね、多分、名前を挙げていないというのは挙げられないからだろうと思いますけれども、名前が挙がっているところがあるにもかかわらず、こ

ういうところこそ名前を挙げなくてはいけないのではないかと思うのですけれども。挙げられるのだったら、いつか挙げていただきたいと思います。という要望をお出しして。

そのほか、ありませんか。

川上委員 先ほど、措置をしたものもごさいますというふうにおっしゃいましたけど、そうしたら措置日は入れておいていただくことはできなかったのですか。

山本教育総務課主査 基本的に、ここでお話した後には措置を講じるころだとは思いますが、ですけども、ちょっと遅れて報告をしていますので、措置を講じたものにつきましては、8月、9月には一覧表で報告いたしますので、そこで確認していただければと思いますが。

小田原委員長 そんなこと聞いていないんだって。3ページの例えば一番上は「収集にあたるように指示した」、これが平成20年4月、予定時期なのです。それで、したでしょう。そうしたら、措置日に4月何日とか5月何日ということが書けるのではないですかと聞いているのです。僕の理解は、「こととする」というのがその下の方にあるでしょう。同じように4月なのだけれども、「こととする」といって、できていないから書けなかったというのがわかる。「した」というふうにあるのだったら、「した」というふうに、何でやらなかったのかということなの。8月まで、まだやっていませんという話だったら、わかるけれども。

川上委員 次回までに。

小田原委員長 答えられますか。

野村学事課長 この中には幾つかチェックしなければいけないことがあるのですけれども、まず、学校側に計量ミスがないように周知をしたのは4月です。それから、計量器の点検を実施するのは9月を予定しています。事業者に注意をしたのは、4月か5月か、ちょっとろ覚えで申しわけございませんが、それは4月か5月にしました。日付は覚えておりませんが、それは、まだ、はかりの検査が途中だったので、明記をしていただかなかったのかなというふうに思っています。

小田原委員長 それも答えにならないじゃない。

野村学事課長 すみません。

小田原委員長 これは、学事課の話なんだね。だから、書き忘れた、言えば言えたのだけれども、今後の起こるところもあるので、つまり後半のところの「改める」というのがあからということ。

野村学事課長 この件については、そうです。

小田原委員長　　そういうことだそうです。

石垣学校教育部長　　ちょっと、学校教育部長として、そこら辺の進行管理について、きちんと表を確認していなかったという部分で反省をしております。今後、また次回の部分で報告というような形で、措置日のところについて各項目、どうやっていったかという部分は報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小田原委員長　　そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　では、特にないようでございますので、以上の協議を踏まえて今後の事務を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

小田原委員長　　続いて、報告事項となります。

指導室から順次、ご報告願います。

宇都宮指導室統括指導主事　　小中一貫教育の基本方針（案）に関するパブリックコメントの回答について、ご報告を申し上げます。

これまでの経緯でございますけれども、小中一貫教育の基本方針（案）につきまして、6月18日から7月18日までの1カ月間、パブリックコメントをとってまいりました。そして、いただいたご意見を参考に修正いたしました小中一貫教育の基本方針につきまして、前回の7月23日におきまして決定をしていただいたところでございます。また、内容につきましては、今後、具体的な実施方策、それから実施計画を作成するに当たりまして、そういったご意見もございましたので、適時、参考にさせていただければなというふうに思っております。本日は、その間に寄せられましたご意見の概要と、それに対する回答について、ご報告を申し上げたいなというふうに思います。

冊子をごらんください。

ご意見は、全部で17名の方から39件いただきました。大きく分類いたしますと、1ページ目に示させていただいておりますとおり、九つのカテゴリー化をできるかなというふうに考えております。まず、一つ目が小中一貫教育に対する全般的なご意見でございます。二つ目が、指導体制についてのご意見でございます。三つ目が、学校運営への参画に関するご意見でございます。四つ目が、小中一貫校に関するご意見でございます。五つ目が、一貫校に関するご意見なのですが、特にみなみ野君田小学校とみなみ野学園、仮称でございますけれども、との関係についてでございます。六つ目が、学校選択制との関連に

ついでのご意見でございます。七つ目が、施設整備との関連についてのご意見でございます。八つ目が、勤務条件との関連についてのご意見でございます。九つ目は、その他のご意見ということで1件いただいております。

内容について、回答案について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、小中一貫教育に関するご意見の中で、一般的なご意見をいただいているものがございます。ここについては、「よいと思います」ですとか、「子どもにとってよい9年間になるように願っております」という賛成のご意見も多くいただいております。この中でお答え申し上げたのが、小中一貫教育に関する基本方針というのは、具体的な実施方策ですとか、中長期的な実施計画を今後作成していく上での基本的な考え方を示したものであるということ。それから、平成18年度からのモデル研究、そして今年度、来年度のモデル研究の中で、効果や課題を明らかにしながら、教育内容の充実及び制度整備を進めていくというふうにお答えをさせていただいております。また、小学校と中学校での発達段階による違いについては、見通しを持って指導することが、より大切であるということをお答えさせていただいております。

続きまして、3ページになりますが、3ページにつきましては主に指導内容についてのご意見でございました。そこにつきましては、本市の小中一貫教育では、知育、徳育、体育、食育の4分野を基本に作成いたします指導資料を活用して、全校で共通に取り組む学習内容と小中学校で実態に応じて重点的に取り組むものがございますので、双方の充実を図ってまいりたいというふうにお答えをさせていただいております。

4ページでございます。

ここにつきましては、主に教員の時間確保についてのご意見をいただいております。その中でも、まず一つ目は、現在、子どもたちが抱えているさまざまな課題につきましては、学校だけで解決できるものではないので、家庭、地域と一体になって取り組む必要があると認識をしているということ。それから、今までの小・中学校間の連携の必要性を、教員につきましては理解しつつも、定期的な話し合いをしておったのですけれども、十分な状況ではなかったと。小中一貫教育を推進することで、さらに子どもたちに確かな学力の定着を図る授業を実施するための、小・中ともに話し合いをする時間を確保するなど、一層期待できるようになるというふうにお答えをさせていただいております。また、子どもたちの学習意欲の向上を図るための基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させて、これらを活用して課題を解決するために必要な、自ら考え判断し行動できる力をはぐくむ

学習活動を充実してまいりますというふうなお答えをさせていただいております。

続きまして、2番でございます。指導体制のところでございますが、主に教科担任制のことについて、ご意見をいただいております。小学校からの教科担任制を取り入れる場合、学校の規模や教員、組織等の実態を踏まえ、どの教科で、これは一部教科担任制のことも踏まえた上で、どの学年でどのように実施するかは各学校で検討し、学級担任制の良さもあるので、それぞれの効果を考慮して判断することが大切であると考えているというふうなお答えをさせていただいております。

3番目につきましては、学校運営への参画に関するご意見でございます。ここにつきましては、これについては魅力的だというふうなご意見を1件いただいております。ただし、子どもの情報が外に漏れることを危惧されるご意見がございました。そこで、やはり各学校では配慮していく必要があると考えているというお答えをさせていただいております。

6ページでございます。

これは、小中一貫校に関するものでございます。ここにつきましては、モデル研究につきまして平成18年度から行ってきたと。それから、今後2年間かけて、小中一貫教育モデル校での研究成果をまとめていく、その中で特色ある学校づくりの一つとしての小中一貫校の長所・短所を明らかにしながら、教育環境の整備に努めてまいりたいということでございます。それから、選択制の課題が出ておりましたけれども、八王子市では学校選択制を導入しているため、小中一貫校でも他の学校を選択することが可能であると、先ほどご議論いただいた内容を、ここに回答をさせていただいております。それから、小・中学校の教員間が、これまで以上に連携・協力を行えるよう、小中一貫校としての制度整備を行っていきますというお答えをさせていただいております。それにつきましては、次の項目で、学校の実施方策というのを現在、作成中でございますけれども、その学校の実施方策において具体的に具現化していくというふうにご書かせていただいております。

それから、中高一貫校の話でご意見をいただいているわけですが、市教委といたしましては、義務教育における円滑な接続を図るために小中一貫教育を推進していくというお答えをさせていただいております。

5番目が、一貫校に関する意見の中でも、みなみ野君田小との関連についてのご意見がございました。ここにつきましては、みなみ野君田小学校はみなみ野小中学校と、学習指導内容の重点的な取り組みですとか指導方法の工夫等、距離が離れていてもできることに

取り組んでいきます。また、みなみ野君田小学校独自に取り組んでいる特色ある教育活動も、現在でき上がってきておりますので、今後、3校での研究及び検証をさらに深め、具体的には、今、作成しておりますみなみ野小中一貫校の具体実施方策の中に、みなみ野君田小も含めた上でのものを作成していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、学校選択制との関連についての意見をいただいております。これにつきましては、現在、各学校で行っている特色ある学校づくりも、さらに推進していきたいということと、学習指導要領に基づいて指導するというところでございますので、別の中学校を選択することも可能であるということ。それから、各学校では現在でも、それぞれが特色ある教育活動を実施していると。小中一貫教育を実施しても同様に、重点的に指導する内容ですとか、小中一貫教育の日の取り組み等の特色ある教育活動については各学校によって異なりますけれども、6・3制のもとに学習指導要領に基づいた基本的な指導は全校で行うと。したがって、学校選択を行う上での変わりはないのだというふうにお答えさせていただいております。

それから、7番目が施設整備との関連についてのご意見でございました。先ほども述べましたけれども、これにつきましては、基本方針に基づいて今後、小中一貫校の開設に関する実施方策ですとか中長期的な実施計画を作成して、施設整備につきましても今後5年間を見通して検討していきたいというふうにお答えさせていただいております。また、費用についてのご意見もございましたけれども、これにつきましては、開設にかかわる、ですからイニシャルもありますランニングもありますので、それについては今、積算をしているところでございます。

それから、また、8番目は勤務条件との関連ですけれども、教員の勤務形態について無理のない形でできるのかということですが、これは各学校の構想する具体案というのがあると思います。みなみ野小中のものもありますでしょうし、君田との関係もありますでしょうし、それから、それ以外のさまざまな形態がございますので、それぞれの実態に応じて個別に対応していくような形になろうかなというふうに考えております。

その他のご意見として、これは一般的なことですが、教員の資質を高められるような指導、研修をお願いしたいということで、これは小中一貫に限らず、今後とも教員の資質向上に資する研修を実施していきますというふうなお答えをさせていただいているところでございます。

今後の取り組みでございますけれども、今後は、意見の概要と回答及び小中一貫教育の基本方針につきまして、ホームページ上で公開をいたしたいというふうに思っております。また、「広報はちおうじ」の8月15日号で、決定した基本方針について、これは全部載せたかったですけれども、紙面の関係上、概要しか載せられませんでしたので、概要について掲載する予定にしております。また、印刷物の方を今、印刷の方に入れておりますけれども、9月に入りましたら、すぐに全教職員の方には配付をしてみたいな、それから関係各所の方々への説明の方もしてみたいなというふうに思っております。それにつきましては、8月22日金曜日、10時から教育センターで学校の管理職対象の説明会を開催し、翌日23日土曜日、市民対象のものを10時から、みなみ野小学校の体育館で実施し、そして9月に全教職員に配付し、周知を図っていききたいなというふうに考えております。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの報告は終わりました。

本件に関しましてのご質疑、ご意見をお願いいたします。何か、ございませんか。

水崎委員 市民からのパブリックコメントを踏まえての基本方針ができたとしていいのですね。今、一応は聞いたつもりですけれども、丁寧にはまだ見ていないのですが、これを踏まえて基本方針（案）を確定したとあってよろしいのですね。

宇都宮指導室統括指導主事 そういうことでございます。前回、ご協議いただいたときに、案の段階のものと、それから本案のものと、ごらんいただいた正誤表というか、修正表をお渡ししたかなというふうに思うのですけれども、それは、いただいたご意見をもとに修正をかけたものというふうにご理解いただいてよろしいかと思えます。

水崎委員 校長会の方からも意見が出ていると思うのです。それも含めて、パブリックコメントと校長会の意見も含めて基本方針（案）を確定したと、そのように考えてよろしいのでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 はい、そのとおりでございます。

水崎委員 今回、17名の方から39件の意見だったということなのですが、終わったことを本当は言いたくないのですけれども、PRの仕方が正直、私は足りなかったというのが残念に思います。もちろん、PRしたから、もっと増えたかということ、それはわからないことなのですが、できたら私は「広報はちおうじ」に載せてほしかったと、いろいろな人の意見を聞きたかったというのが本音なのです。ホームページというのは、

なかなか見る人が限られてしまう。そして、それを発表しますよとわかっているならば、それに合わせてホームページを開いて、しっかり見てということもできると思うのですけれども、なかなか知らない中でホームページを毎日開いてなんていうこともしていないと思いますので、やはりPRの方法は、もう少し丁寧にした方がよかったかなと思います。

それが一つと、あと、8月23日に市民対象の説明会がありますね。もちろん、今できている基本方針をもとに説明をされるのだらうと思うのですけれども、8月1日の広報に説明会のお知らせが載ったのです。それが、とても説明が不親切で、これを見て市民が来るかなというのが正直なところです。前段階で「広報はちおうじ」で小中一貫教育についてのパブリックコメントの丁寧な説明がある程度あれば、今回の、たった4行の説明でもわかったかなと思うのです。あの説明もないまま小中一貫教育の説明会と、これだけを「広報はちおうじ」で出しても、なかなか市民とか保護者はびんと来ないのではないのかなと思うのです。隣の鳩のえさの記事は12行もあるのに、小中一貫教育の説明会はたった4行って、これは、私、本当に残念に思います。寂しいですね。

もちろん、いろいろな事情があるのかもしれないのですが、市民にも保護者にも協力をしてもらうことに、今後は、なっていくと思うのです、学校、家庭、地域と言っているのですから。そうしたら、やはりもう少し丁寧なPRの仕方をした方が、今後、八王子で小中一貫教育をやっていくときに、とてもいい方向に行くと思いますので、ある程度、みんなに周知徹底できる方法をしてもらった方が、私はよろしいのかなと思いました。

宇都宮指導室統括指導主事 了解いたしました。さっきいただきました「広報はちおうじ」の方に載せた方がよかったとおっしゃっているのは、案そのものを載せた方がよかったということでございましょうか。

水崎委員 そうではなくて、パブリックコメントをもらいますというのを載せてほしかったということです。実は、1月1日の広報を見ると、適正配置の審議会のパブリックコメント、あれは、かなり大きく出ているのです。それを見ると、ああ、こういうのをやっているのだなというのが、ぱっと見てわかるのです。それを見た方は、ホームページで見ようとか、どこか事務所へ行って資料をもらってきて意見しようとか、そういう気持ちになると思うのですけれども、今回、それがなかったというところで、小中一貫教育自体がなかなか市民に周知できていないのかなという気がするのです。だから、そのときにしっかりやっていたら、今回の説明会の記事が、簡単でも、見た人はわかったかなと思うのですけれども、前段階のパブリックコメントのときの小中一貫教育の記事を出していない

から、これだけを見ても、ぴんと来ないのではないかなというのが市民感覚の気持ちなのです。

宇都宮指導室統括指導主事　今後、じっくり、広く、ねちっこくやっていきたいと思いますので。ありがとうございました。

小田原委員長　その答えは、どうなのかなと思うのだけど。水崎さんの言っている話をそのまま聞いていると、ああ、じゃあ、もっとPRすべきだったのかなと思うけれども、例えば水崎さんが3行だか4行を12行に増やしたら、どういう内容になるかね。それで、それをやったら、もっと関心を持ってパブリックコメントが増えただろうというふうになるかといったら、私は全然増えないだろうと思いますよ、今のお話を伺っているとね。ねちっこくやっても、だめではないのかなと。

この問題、この問題というのかな、小中一貫校が具体化してきたのは今から5年前です。施行校の検討会も重ねてきて、そして、たった4行というふうに言われても、4行のこういうことをやっていますよというお知らせがあって、これだけ17件も出てきたというのは、僕は17件もよく出てきたなというふうに、むしろ思っているのです。一貫教育に関する一般的な意見が14件、これが全部違う人から出たのかなというと、そうではないでしょう。だから、数としてうんと少ないかもしれませんが、ただ、それだけ出てきたというのは、もうパブリックの意味はあるだろうと思います、その4行の中で出てくれば。12行にしたら増えるかという、決して僕はそういうものではないだろうと思います。

むしろ、中身について、どうですか、この中身。ご意見が出てきた、それに対してパブリックコメントに対する回答を用意した、その回答についてはどうなのでしょうね。そこをむしろ聞いていただいて、説明会があるので、そこに生かすようなお話というのはありませんか。

水崎委員　すみません。今、これを見て読んで、すぐ答えろと言われても、正直、私の頭ではちょっと厳しいものがあるのです。それで、これも踏まえて基本方針をつくってくださったのですねと確認させてもらったのですけれども。申しわけありませんが、これでいいとも、何か意見があるとも、ちょっと私は言いにくいです。

小田原委員長　ほかに、ありませんか。

細野委員　今、水崎さんの話も聞いたのだけれども、要するに、パブリックコメントを書いてきた人たちのキーワードは何かというと、不安、あるいはわからない、本当のことは

わからないというのがあると思うのです。あとは、この回答数が多いかどうかかわからないけれども、あとの人は圧倒的に無関心であると。そうすると、これは、パブリックコメントをもらうときの工夫というのは、やはり、ある程度しておく必要があったかもしれない。なぜ小中一貫にするということに踏み切ったのだろうか、そのときに、どういう問題点が八王子の教育にはあったと、そのあたりのことをはっきり書くべきだったと思うのです。その課題に対して、小中一貫という方向性でやった場合に、どういう具体的な成果が上ってくるのか。

私は、これをもらっても、一般の人はどういうことをイメージするかな。恐らく、不安になるかもしれないし、ということはないかな。もうちょっと書き方があったかもしれない。PRというのは、要するに、知らせめることではなくて、これを読んだ人たちに、そうだ、こういう形で我々も協力しようというふうに思わせるようにしないと、PRにはならないわけです。一方的に、こういう情報だけ流します、どうぞ読んでくださいではだめなのです。恐らく、水崎さんがおっしゃっているのは、そこだと思う。要するに、無関心と不安をもたらすような、そういうメッセージのやり方ではだめなのです。私は、そこを言いたい。

小田原委員長 どうですか。答えられますか。

僕は、無関心だから数が少なかったとかどうだとかという話ではないと思うのです。不安は、もちろん、ある方もいるだろうと。そういうところが集約されているものもあるだろうと思います。それについては、どういうふうに答えるかということで、僕はPRが不足しているというふうには思いませんよ。

細野委員 そうかな。私は今、無関心と言ったかもしれないけれども、わからない場合には、わからないから、ぼいっと、こうやってしまうと思うのです。それを無関心というのか、それとも、わからないから、もう放っておこうというのではなくて、これは、やはり市民みんなにかかわってくることですから、それにはやっぱり問題点も出し合ってほしいし、市民の人たちの知恵をもらっていいものにしていかなくてはいけないのだから、そうすると広く意見を求めるという姿勢も、やはり必要かなというふうに思います。

宇都宮指導室統括指導主事 この一般的な意見の中でもあるのですが、小中一貫教育そのものはいいのだよと。あとは理念はわかるのだけど具体的な姿が見えてきていないというご意見をいただいているのです。確かに、具体的に、じゃあ、どうするのという話になったときに、小中一貫教育の基本方針だけでは説明しきれないだろうというふうに考

えています。ですので、パブリックコメントも含めて、今後、具体的な小中一貫教育の推進委員会の中で実施方策をつくっていく中で、つくって広報し、つくって広報しという形で、先ほど、ちょっと不穏当な言葉を使ってしまいましたけれども、幅広く適切な時期に適切なものを流していきたい。それから、そのためには、小中校長会も当然ですけども、PTA連合会、それからいろいろな町会の方々のご意見を聞く機会等もつくって、具体的な実施方策へとつなげていきたいなというふうに考えています。今日やって、すぐ明日ということにはならないなというふうには考えておりますので、時間をかけてじっくりと、いろいろな方のご意見をいただきながら具体的な方策を立てていきたいなというふうに思っております。

以上です。

小田原委員長　今の答えと違うのだけど、前から、もう何回も言っているから余り言いたくないんですけど、市民の関心がなかったということではなくて、何を今さらという、そういう話のように私は理解するのです。ということは、小中一貫教育と八王子で言っているのは、小中一貫校だけではないのです。併設型も連携型も含んでいるわけです。連携型ということを考えたら、あるいは併設型ということを考えたら、今までの小中は併設型であり連携型の一貫教育であったわけです。それが例えば、何とか村の時代を考えてみたら、1小学校、1中学校、ほとんどがそうだったわけですね。それが合併によって107校、70校というふうになっているけれど、さっきの通学区域を考えたら、その学校、ここに行きなさいとやっているわけですから、連携型、併設型であるわけです。それを、何で今さら一貫教育なんて言っているのだと、むしろ、そういう考え方の方があるのではないかなと思います。

それが、このクエスチョンもあるしアンサーもあるけれども、不十分だった部分がある。だから、もっと、連携ではなくて一貫にして、そして、つながりをよくするとともに、今まで抱えていた課題をこれによって解決していこうという、いい方法の一つだということなのです。だから、そういう流れを、むしろ回答のところで、僕は、もっと強く言ってもいいかなというぐらいに思っています。

細野委員　今の委員長の考え方は、私と余り変わらないのです。私もシームレスであってほしいし、小学校から中学校、中学から高校、高校から大学という、こういう階段型ではなくて、ずっとスムーズにいかに行くかということを考えなくてはならないと。したがって、小中の先生方のコミュニケーションは密でなければいけないし、お互いに、どうい

教科をどういう形で教えているかと、あるいは子どもたちがどういうところでつまづくかとかというのをやはりちゃんと知らなくてはいけない。それは、中高でもそうだし、高大でもそうなのです。そこがちゃんとなっていないから、それぞれ補習をしたりとか同じようなことを教えたりとか、非常に効率的でなくなっているのです。そのためには小中一貫型、それから中高一貫型と、これは一貫して、ずっとシームレスにやらなくてはいけないのです。まさに教育内容なのだから、わざわざ一貫なんていう言葉を使う必要はないと、それは確かなのです。ただし、現実、そうになっていると。分断されているわけです。そこを、どういう形で、八王子では小中一貫という、そういうモデルで達成していきますよと、そのあたりのメッセージ性をもうちょっと出してほしいと、こういう話なのです、私が言いたいことは。

小田原委員長 僕も、そうだと思いますよ。6・3・3・4制を崩してほしいのです。むしろ、今、先生の話では単線型を言っているけれども、僕は、もう一つあっていいし、もっと複線があっていいというふうに思っているのです。そういう中の一つの方法をここでとっているのだと僕は理解しているから。非常にこれはいいことだし、ぜひ積極的に進めるべきだというふうに考えているのです。

細野委員 むしろ、一貫型にしたら、いろいろなルートをとっていけると思うの。あるときは通信制でもいいし、あるときは通学制でもいいし、いろいろなことができるわけです。あるいは一回、社会へ出て、もう一回、帰ってくるとかね。そういうことがあっていいのです。いろいろなルートをとりながら、どうするか、それをスムーズにできるには、どういう学校システムをつくったらいいのかということだと思います。

小田原委員長 ということですが、そのほか、いかがですか。

水崎委員 私のさっき言いたかったことは、先ほど細野先生が言ってくくださった、そのとおりです。やはり、私もこの世界に入るまでは、そんなに詳しいところまでは。割と保護者って、わかっていないところがあるのです。だから、やはり保護者も意識をいろいろな意味で変えなくてはいけない、市民も変えなくてはいけない。その中で、さっき細野先生が言ってくくださったように、わかりやすい説明を、保護者を含めて市民にもしていかななくてはいけないのかなという気持ちでいるのです。もちろん、これはゆめおりプランにもたしか入っていましたし、アクションプランにも入っている、小中一貫教育はやっていくのだという方向で教育委員会が目指しているのはよくわかっているのです。目指して、それを23年4月、全校でやるとなっていますけれども、実際、それをやろうと言ってからや

るまでの間、その中でいろいろな動きがあるときに、やはり市民にもわかりやすい公表をしていく。そうすれば、段階を経てやっていけば、最終的にそれになったときにはうまくいくと、100%ではないと思いますがけれども、でも比較的うまくいくと思うのです。そこら辺、誤解があって進んでいくと、どんないいものでも反発に変わってしまう。そうすると残念だなと思うので、ぜひ、私は、しっかりとやってほしいなと思いました。細野先生のさっき言ってくださった言葉が私のそのままの気持ちだったので、ありがとうございました。

小田原委員長　　どんないいものでも反発されるというのですが。

宇都宮指導室統括指導主事　　それは、内容についての反発ではなくて、要するに、進め方等についての反発ということでとらえてよろしいですか。

水崎委員　　こういう話をすると、とてもレベル的に低いと言われてしまうかもしれませんがけれども、人間はやはり心があるので、協力してほしいと言われていて、どこかで無視されたら、おもしろくない。そこら辺は、私、とても大きいと思うのです。だから、今回も、基本方針（案）について、みなみ野小中には配ったけどみなみ野君田小には配っていないということを、この前、聞いたのですが、そういうようなことがあってもいけないのではないかと。そして、また、さっきの私が言った話も含めて、やはり、できる限り公表できる部分は平等に公表して取り組んでいった方がいいなと、市民の感情はそうではないかなと思って言いましたので、一市民の感情、こういうように思う人もいるのだというところのとり方でも結構ですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

小田原委員長　　そのほか、いかがですか。

指導室が願ひしている中身についての回答については、余り出てこない。よろしいですか。いいですか。

水崎委員　　例えば、これ、あと何日かいただけるのですか。それとも、今、ここで、もうこれで出しますと決めてしまうのでしょうか。どうなのでしょう。

小田原委員長　　22日に説明会があるそうですので。だから、委員会として、これで了承するかどうかということを、この後、お諮りしますので。そのほかにも、もし何かあれば、また22日までに間に合うようにご意見をいただければというふうになるだろうと思います。

宇都宮指導室統括指導主事　　8月15日に「広報はちおうじ」に出してまいりますので。

小田原委員長　　きょうということになる、8月15日に間に合うような形は、いつまでと

いうふうになるのかな。広報の締め切りの時期まで、もし、あれば。これは、だけど、前回もありましたし、それからメールでも送られていますので、さっきの水崎さんのような話であると、こちらはきついと思いますよ。広報は、パブリックでこれこれでしたと、これ全部が出るわけではないでしょう。

宇都宮指導室統括指導主事 全部が出るわけではないのですけれども、委員からご指摘があったとおり、パブリックコメントを公表する前に決定しましたということ公表することはいかなものかという、前回、ご意見をいただきましたので、段取りとしては、今回、このパブリックコメントについての回答を早速オープンにして、そして、その結果、8月15日号で、こういうふうに基本方針について変更し決定をいたしましたという形を出していきたいと、そういうふうに考えております。

小田原委員長 内容をあえて言えば、例えば、一番最後の研修の話がありましたけれども、このご意見は、前段が何もなくてこれだったら、この回答でいいのです。ところが、小中一貫に絡んで、小中一貫をやるならば、小中一貫に関するこれこれという教員の質を高めなければ、一貫にしても余り効果が上がらないよという意見だったら、もうちょっと別な答え方になるだろうということと言えますよね。だから、それはすべてのところに言えるのだけれど、どうですか、このご意見に対して。木に花をくくりつけたか、逆だっけ、そんなような回答でなければ、これでよろしいかということについて、どうでしょう。

細野委員 パブリックコメントについて、一般的な形の公表というのがあるかどうかかわりませんが、ご意見をざっと並べるけれども、回答について詳しくやるという必要があるかどうかということも少し検討していただきたい。要するに、事実だけ淡々と述べて、例えば何件何件ありましたと、こういうご意見がありましたというだけですか、それとも、こちらの方の回答をくっつけてやるのか。この回答自身が、また一つのいろいろなことも起こしますからね。そのところはどうかということ、ちょっと私は議論してほしいと思います。

水崎委員 私も、細野先生の今のご意見と同じなのです。5日に一応、指導室の方に私、ご返事したのですけれども、細かくしないで、もっと大きな部分で回答した方がいいのではないかとということで、私ならこういうように書きますという文章を送らせていただきました。私は、ここまで細かく書かなくてもいいのかなと思って、一応、メールで私の気持ちをお伝えして、本当に大きな部分、枠の部分だけでいいのかなとも思ったのですけれども。

宇都宮指導室統括指導主事　　これでも大まかに答えつつもです。具体的に1件1件答えていったら、もっと細かくなってしまうと思うのです。それで、カテゴリー化をしながら回答をつくっていったというところがあります。

それと、回答をつけるべきかどうかというところは、ちょっと私の方では把握はしていないのですけれども、前回の適正配置のパブリックコメントを出したときには、これをつけて出している形になっています。そこら辺のルールについては、私の方はちょっと把握しておりませんで、申しわけありません。

水崎委員　　適正配置審議会のパブリックコメントの回答は、たしか、回答ではなくて考え方ということで出ています。それで、それを審議会のどこに生かしたか、これをどこに生かすかというのをきちんとうたっていたような気がしていましたけど。

小田原委員長　　適正配置についてのところでは、どうでしたか。概要について、こういうふうに考えましたという、そういう、やはり、これ回答ですよ。回答というふうなタイトルではないけれども、概要があって、それに対して、それぞれの意見に対する考え方、こういうふうにした、こういうふうに考えていますという、そういうのが右側に出てくるのです。だから、スタイルは同じです。それにのっかってやったという話なのです。

水崎委員　　別に私、同じにしてほしいとかと言っているのではなくて、ちょうど今、適正配置の資料で持ってきたのがあるのですけれども、中間報告に対する皆さんのご意見と審議会の考え方を公表しますということで、一応、意見の概要、そして、ご意見に対する審議会の考え方、答申の主な記載箇所ということで述べています。それがホームページに出されたということだと思うので。

小田原委員長　　同じでしょう。同じだと考えていいと思いますよ。スタイルも同じだし、考え方を述べている部分も同じ。細かいと言えれば細かい、適正配置の方もね。うんと細かいところで答えている部分もありますし、大まかに考え方だけを示しているところもある。それも、かなり似ていますよね、今回と。

水崎委員　　参考ですけど、もちろん内容が違うので、私は、特にここまでしなくてもいいかと思いますが、適正配置の審議会は、答申の、何ページのどこどこにこれは載っていますと、そういうような出し方をしていたと思います。

小田原委員長　　適正配置のところでは、結構な冊子になっていますから。これは冊子ほどのものではないから、その必要性はないだろうと思いますよ。6ページ、表紙を入れて何ページというものですからね。適正配置のところでは資料もつけて結構な中身を持ってい

たから、こういうふうなものが出てくるだろうというふうに思いますけれどもね。

そのほか、いかがですか。いや、結局、中身の話になかなかいけない。いいですか。

川上委員 先ほどからのお話を聞いていて、中身になかなかいけないというところで、今、これを読んで。前にもいただいていますので、それをいろいろ、また直して、ここにお書きになった。時々、ちょっと言葉としては、もう少し検討した方がいいかなというところはありますけど、私は、一くくりの中での答えとして、回答としてというか、これは回答ではありませんけれども、こちらの方針として、大体、おおむね結構なのではないかというふうに思います。この発表の方法をどうするか、どこに載せるとかというのは、また別の問題ですけれど。

それから、先ほどからの議論の中にありましたけれども、ご意見、パブリックコメントですけれども、無関心という言葉がありましたりとか、いろいろ広報が行き届かなかったとかというご意見もあったかもしれませんが、多くの方がご意見を直接お出しにならないということは、それだけ教育委員会に任されているのではないかと。ということは、教育委員会は責任を持って、このことを推進するのだという認識でもって進めていかなければいけない、いけばよいのかという、言葉としてはちょっと言葉の使い方は難しいかもしれませんが、そのように考えていて。だから、責任を痛感しなければ私はいけないのだというふうに考えております。

石垣学校教育部長 小中一貫教育の関係についての広報を使ったりしてのPRについては、水崎委員さんのおっしゃる趣旨については私も大変申しわけないなと思っておりますし、今後、十分、気をつけていきたいなと思っております。今回の場合、そういう部分がありまして、出足が悪い部分があったのですけれども、その分、それをカバーする意味で町会、あるいは小中のPTAの方に説明をさせていただいて、その中で意見があればいただきたいということで、ご意見をいただいております。今日は、その分は載せておりませんが、それをカバーする意味で、そういう形で私の方も努力した部分はございます。ですから、そんな部分で、今回の部分についてはご理解をぜひいただきたいなと思っております。今回、出す部分については、パブリックコメントということで、きょう、報告事項ということで、こういう形で出させていただきました。

それで、これにつきましてはホームページに載せさせていただきます。これは、事務的にやらせていただくということで、ご理解いただきたいなと。また、そういう中で、事前にこういう形で出させていただきます、ご意見をいただいたわけですけれども、報告事

項ということでさせていただきましたので、回答の趣旨についても、それなりに私の方は練れている部分があるかなと。一部、不適切な部分があれば、また、間に合えば直したいなと思っております。また、8月15日については基本方針の概要ということで、これはご意見もいただいておりますので、そういう中で一部手直しをした形で広報に載せて周知をしていくという形で、今後の部分の取り扱いがあります。また、22日については、市民への説明会ということで対応していくということでございます。

先ほど宇都宮統括指導主事の方からお話ございましたけれども、今後、そういう対応を適切にやっていくと。そういう中で、ねちねちという言葉が出ましたけれども、まさにそのとおりだと思いますけれども、それをやっていかなければいけないだろうと思っておりますので。一つ一つこまを進めていきたいと思っておりますので、また、その中で、ご意見等、市民から十分いただき、また、うちの方も、それを練って次に進んでいくという形になると思います。

以上です。

小田原委員長 ということですが、よろしゅうございますか。

水崎委員 今の部長のお答えの中で、ちょっと私、聞き間違いをしていたら、すみません。

P T A 連合会からも意見をもらっていて、ここには反映していないけれども意見をもらっていると、今、おっしゃったのでしょうか。

石垣学校教育部長 はい。P T A 連合会の方にも、ご意見を伺うという形でセッティングをさせていただきました。十数名の方から、ご意見を伺っているというところでございます。

由井学校教育部参事 P T A の中 P 連、小 P 連の五者協議の中でこちらを説明させていただいて、その中でご意見をいただいて、こちらの方で考え方を示させていただいたと、そういう内容でございます。また、ほかにもいろいろなところで、自治会等、そういうところでも説明させていただいて、必要な部分はこちらの方で回答させていただいていると。ですから、今、ちょうど、考え方ですから、基本方針ですから、骨子が出てきて、では、具体的にどうなのかというあたりについては、統括が言っているとおり、それぞれ説明しながら練り上げていくという形になるかと思えます。

以上です。

水崎委員 五者協議でいただいた意見は、特に基本方針の内容に引かかるものではなかったということですね。基本方針が、23日に確定されましたでしょう。あれを覆すよう

な内容ではなかったと、あれをご理解してもらった五者協議会だったという把握でよろしいでしょうか。

由井学校教育部参事　　今、私が申し上げましたとおり、基本的な考え方ですので、基本方針は。その中で、じゃあ、具体的に動くときにどうなのかというご質問は、たくさんちょうだいしました。ですから、それは、これから具体的な方針の中で、具体的な中身の中で練っていかねばいけないものだろうなど。基本的な考え方については、ご理解いただけたいというふうに考えております。

以上です。

小田原委員長　　いずれにしても、部長の話、室長の話、それから統括の話がありましたけれども、川上委員のお話のように、もう、これはやりますよ、教育委員会としてやりますよというふうに決めたことですから、その基本的な方針もここに示したとおり、パブリックの意見があって、それに対する回答もここに示したとおりであるということについて、中身についてのご意見は特にありませんので、この形でもって進めていただきたいというふうに思います。なお、文言についての不適切な部分がもしあれば、これは適宜、お知らせいただきたいというふうに思います。そのような形でもって、この回答についても進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、回答という言葉で一向に構わないというふうに思います。前回は審議会での考え方、今回は教育委員会が具体的に事務局として進めているわけですから、このご意見についてはこういうふうに考えているという回答で結構だというふうに思いますが。これも、また事務局でちょっと検討していただいて、一番適切な方法で公表していただきたいというふうに思います。

小田原委員長　　それでは、お疲れさまでした。

続けて、死亡者叙位・叙勲の受章について、ご報告願います。

由井学校教育部参事　　死亡者叙位・叙勲の受章でございますが、受章者は、元市立第六中学校の校長、谷合庸次朗氏でございます。享年72歳、本年4月3日に亡くなりました。受章内容は、従六位、瑞宝双光章でございます。発令年月日は20年4月3日、死亡日ということでございます。日程そのものは、ちょっと今、持ってきてまいりませんが、奥様が受章に行かれるというふうに手続が進んでいるところでございます。

以上でございます。

小田原委員長　　ただいまのご報告に、何か、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、では、よろしく願いいたします。

小田原委員長 次に、スポーツ振興課から、ご報告願います。

遠藤スポーツ振興課長 八王子市スポーツ振興審議会の中間報告について、ご報告申し上げます。

本審議会は、教育委員会からの諮問に基づきまして、新体育館の整備の基本計画・基本方針の策定に向けまして審議を重ねてまいりました。このたび中間のまとめができましたので、ここで報告させていただきます。

2枚目から資料がついてございますので、その内容についてご説明申し上げます。

新体育館につきましては、全国規模の大会ができるものということで審議を重ねてまいりました。その中で、新体育館には、主に大会が開催可能なもの、地域の交流の場としても役立つもの、そして、現体育館についても、その担うべき役割について、あわせて検討してまいりました。新体育館につきましては、メインアリーナ、サブアリーナの二つのアリーナを設けると。そして、同時に別の大会ができるもの、そういうような方向で検討いたしました。現在の市民体育館での開催についてはできない大会についてもできるものということで、その機能を持つものということで検討してまいりました。それから、地域の交流スペースでございます。

具体的に申し上げますと、メインアリーナにつきましては、競技フィールドが60掛けの45の2、700平米、観客席が2,000、サブアリーナにつきましては、51掛けの35の1、785平米、観客席が700人の規模のものということで、具体的な広さについて検討いたしました。

それから、交流スペースということで、ラウンジであるとか多目的室、これを設けたらいかがかということで、これについても検討いたしました。また、そこには会議室等も設けるように検討してまいりました。多目的室でございますけれども、ここには空手であるとかダンスであるとか、あるいはエアロビクス、健康体操等ができる多目的室ということで、何でなくてはならないということではなくて、いろいろなものが使えるスペースということで設置すると。それから、ラウンジでございますけれども、ここにはテーブルとかいす、あるいは自動販売機などを置いて、飲食可能な場としても憩いの場としても使えるスペースとするように考えております。それから、会議室でございますけれども、会議室も、会議だけではなくて文化的なものの活動であるとか、そういうものにも使えるように

考えてございます。

その考えを一つモデルにしましたのが、今、ここにお示ししました体育館の模型でございます。この体育館は、今の考えを凝縮しますと3階建てになります。一番上は、観客席のフィールドでございます。メインアリーナの観客席で、2,000でございます。これは、固定席でございます。サブアリーナの方が700でございます。そして、2階が競技フィールドでございます、メインアリーナとサブアリーナがございます。その下に交流スペースであるとか多目的室、あるいは会議室、事務室なども、サブアリーナの下に配置するような形になっております。

下から2枚目の平面図をごらんください。こちらの左側が1階のものでございます。1階のメインアリーナの下が広場であるとか駐車スペースになっております。サブアリーナの下に、今、申しあげましたラウンジであるとか多目的室、トレーニングルームなどがございます。右側にはメインアリーナがございまして、サブアリーナがあると。その次、一番下のページになりますけれども、これが観客席のフィールドでございます。メインアリーナが固定席で2,000、サブアリーナが700ということでございます。

戻っていただきまして、下から3枚目に配置図がございます。右上に狭間の駅がございりますが、上が北側になっております。建物は東側の方に建てるような形で、今、考えております。西側の方には広場というのがございますけれども、ここは現在もスポーツ広場として子どもたちが使っておりますので、そのような形で使えるようにしたいというふうに考えております。また、大会等で駐車スペースがない場合には、臨時的に駐車スペースでも使えるような形で考えております。

今後の方針でございますが、これはパブリックコメントをいただこうと思っております。広報で9月15日号、予定でございますけれども、あとホームページでもパブリックコメントをいただきまして、今後のスケジュールとしましては、パブリックコメントの答申をスポーツ振興審議会の方に諮ると。その結果、教育委員会の方にご意見をいただきまして、最終的には経営会議に付議いたします。そして、12月ごろになりますが公表するという手順でいきたいと思っております。

以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課からのご報告が終わりました。

本件について、ご質疑ございませんか。

水崎委員 これは、どの程度のことを、今日、言ってもいいのでしょうか。質問していい

のですね。

障害者の利用について、どのような考え方でこれを進められているかなというのを聞きたいのですけど。

遠藤スポーツ振興課長 バリアフリーというのは、ユニバーサルデザインというのでしょうか、そういうものは当然考慮に入れまして考えていきたいと思っております。

水崎委員 競技も障害者の、例えば車いすバスケとか、そういうこともやれる体育館として考えておられるのか、それはまた別なのか、そこを教えてください。

遠藤スポーツ振興課長 そういうものも当然含めて、いろいろなものに使えるように考えております。アリーナですので、スポーツだけではなくて、あるいは、ほかのイベントですか、そういうものもできるような形で考えております。

水崎委員 武道場、畳を敷いて使える部屋、それは、この多目的室というのを使うのですか、それとも別なところなのですか。

遠藤スポーツ振興課長 そうですね。多目的室ですから、武道であろうとエアロビクスであろうとダンスであろうと、いろいろな競技ができるように、そこを利用していきたいというふうに考えております。ただ、この案は、今、審議会でもいただきました案を単純に絵にしたものですから、今後、詳細な設計になれば、当然、その辺は少し動いてくる可能性があるということをご承知おきください。

小田原委員長 メインアリーナで柔道の大会とか剣道の大会はできないの。

遠藤スポーツ振興課長 それは可能でございます。

小田原委員長 ほかに。

水崎委員 この建物の安全性、例えば不審者が入ってくるのを防げるかとか、そういった安全性というのは、何か考慮されているのでしょうか。

遠藤スポーツ振興課長 安全性につきましても、大会のときとふだんのときの入り口を制限するとか、そういう方法でも考えておりまして、また、そういう不審者のところの部分についても、今後、設計する中で考慮していきたいと思っております。

水崎委員 空調の予定というのは、どうなっているのですか。

遠藤スポーツ振興課長 空調も当然、入れるように今は考えております。

水崎委員 こんな大きいところでも空調を入れられるのですか。現体育館は、たしか風だけだったですね。かなり、暑いので、これだけ大きな大会をすると空調は欲しいなと思うのですけど、費用的な面でどうだったのかなと思って気になったのですけど。

遠藤スポーツ振興課長 費用は確かにかかるとは思いますが、こういう時代でございますので、やはり空調は必要なものというふうに考えております。

小田原委員長 空調もいろいろあるからな。よろしいですか。

では、まとめて質問してください。

水崎委員 まとめて、いいですか。すみません。では、あと二つ。

もちろんやっていたらと思うのですが、災害時の避難所として、ここは使う場合もあるのでしょうか。あるのだったら、その検討もぜひ一緒にお願いしたいなというのと、もう一つ、駐車場なんですけど、広場のところは大会とか大きなときには臨時駐車場として使うということだったのですが、ふだんの利用のときは、この130台設置という、この駐車場を使うのでしょうか。あと、一般の人が違法駐車をしないような対策というのも含めて審議していただいているのでしょうか。

遠藤スポーツ振興課長 災害時につきましては、今後、そういうふうなものも検討して、災害時の避難場所であるとか、そういうふうな機能が持てれば、その方法も検討してまいります。

それから、駐車場でございますけれども、メインアリーナの下に、広場になっていますが、広場でも駐車できます。大会関係者駐車場となっておりますが、ここも駐車場でございますので、通常は、この下の部分でおおむね賄えるのではないかなと思っております。この130台のところでも、もちろん構いませんが、通常、こちらの今、広場と書いてあるところは、普通のときには使わないで済むのではないかなというふうに思っています。

違法駐車につきましては、これだけのスペースの駐車場があれば、当面、大丈夫だと考えております。

小田原委員長 考え方としては、違法駐車とか何とかを考えるのではなくて、ただ広場をむだに使わないような利用の仕方を考えるべきなのです。違法駐車とか、そういうふうな方向で考えるのではなくて、有効活用するように考えた方がいいと思いますよ。

それから、公共施設であれば、これからは何か災害があったときには、当然、避難所になるのは当たり前のことなのです。何が問題かといえば、施設の問題ではなくて、そこに、どう避難所を運営していくかという、そちらの方が大事になっていくのです。人がいるのかいないのかと、そういう話になってくる、多分。そういう問題として、むしろ考えていただきたいというふうに思っています。

僕は、二つのアリーナがあるのだけど、どこかにスーパーアリーナというのがあるけれ

ども、やはりスーパーアリーナであってほしいのです。言っている意味はわかると思いますが、いろいろなところで何でも使えるようなものにしないと、せっかく、こういうものをつくるのであるならばね。ただ大会に使うだけ、市民のスポーツに使うだけではないだろうというふうに思うのです。

遠藤スポーツ振興課長　　そういう面では、先ほど申し上げましたように、いろいろなプロスポーツのイベントであるとか、そういうものにも対応できるようなアリーナであるというものを考えております。

小田原委員長　　メッセとかフォーラムとか、そういうようなものも含めた形で考えていただきたいですね。

水崎委員　　違法駐車にこだわるわけではないのですが、狭間の駅が近いので、この前も私、ご意見を一回言ったことがあると思うのですが、気をつけないと、本当に、ここに車をとめて、みんな電車に乗って行ってしまいますので。もちろん、今、ここで決めることではないのですけれども、これからの実際の設計のところでは決まってくるのだとは思いますが、これは頭に入れてやっていかないと、私だったら、ここにとめさせてもらって、電車に乗って出かけてしまいますね。

小田原委員長　　お金をもらえばいいのですよ。

水崎委員　　だから、そこを検討してくださいということをお願いしたいのです。

川上委員　　大きなものができるようではございますけれども、先ほどエアコンの話も出しましたが、このエネルギーをどういうふうにつくるのか、今のエコの時代ですから、これだけの大きなものを、ただ電力でやります、何でやりますというわけにはいかないと思うのです。そのところをお聞かせいただきたいのと、あと構造です。2階にメインアリーナを持ってきますよね。そうすると、その下でやっている場合に、音の問題です。特に、球技をやっている場合には下に響きますので、音をどういうふうな処理をしているのかなど。例えば、ラウンジの上がサブアリーナになりますよね。とかというところを、ちょっと教えていただきたい。どのような構造、今、形は見せていただいたのですが、構造というのは相当影響があるのではないかなというふうに思いましたので。

遠藤スポーツ振興課長　　騒音の関係は、響きの関係ですね、それは設計する中で、やはり、これから基本設計、実施設計をする中で解決していけると思っています。これは、北の駅に向かって土地がちょうど坂になっておりまして、その坂をうまく利用している体育館というふうに私どもは考えておりまして、メインのフロア、2階のフロアが狭間の駅の方が

らしますと、ちょうどフラットで入れるような形になりまして、1階が地下のように北の方はなるのです。そういう中で、うまく傾斜を利用した体育館ということで考えております。ですから、騒音についても実施設計の中でクリアしていくという考えでございます。

それから、エコの関係でございますけれども、費用的な問題も当然絡んでくるのですが、太陽光発電だとか、そういうものも視野には入れておりますが、費用的な問題も考慮しなければいけないので、この場で、それを入れるかどうかというのは、ちょっと今後の検討というふうにさせていただきたいと思っています。

川上委員 　いつわかるのですか。

遠藤スポーツ振興課長 　実施設計、基本設計の中で、費用対効果も含めまして検討していきたいと思います。

川上委員 　費用対効果と言いますが、それは、つくるときの費用対効果ということになりますよね。これは、何年もたせるつもりかとか、そういうことも考えて、例えば10年、20年、30年後に対して、そこまでのことを考えた費用対効果というものもあるのではないかと。当然、今、太陽光発電は高いということになってはいますが、どこの市でも、これからのこと全体を考えていきましたら、そちらの方を割に多目に考えた方がよろしいのではないかと。八王子はこういうことをしていますというところも一つの意味かなというふうに思いますので、どうぞよろしく。

遠藤スポーツ振興課長 　そういう面では、そういうものも当然必要でございますけれども、ただ、イニシャルコストというものがどうしてもかかりますので、その辺のコストの関係も考慮しなければいけないというふうに考えております。

小田原委員長 　考え方として川上委員が言っているのは、10年、20年、30年と言ったけれど、まず、どのくらいを考えているのですか。30年なんて考えていないでしょう。もっと長いでしょう。そういうことを考えたときに、最初のコストを考えているというふうな話なのだけれども、今、こういう時代に、1人1人が地球温暖化をどう考えるかということは切実な問題であるわけだけれど、これは、もう、こういう公共施設をつくる場合、しかも、これだけ大規模でお金もかけるのであるならば、なおさら、やはり、そのところは考えなくてはいけないわけですから。そこを言っているわけだから、その視点で十分検討するのかどうかということ、きちんと答えないといけないのではないですか。

遠藤スポーツ振興課長 　その方向で検討してまいります。

小田原委員長 　よろしいですか。それが、どういうふうに基本設計の段階で出てくるかと

いうところがポイントになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

菊谷生涯学習スポーツ部長 1 ページ目のところに四角の、(3) のところですが、今日は中間報告ということでございます。これから、教育委員の皆様のお意見等もたくさんあると思いますので、11月に向けまして、今日の中間報告を踏まえて、また委員さんの方でいろいろなご意見がございましたら言っていただきまして、私ども、それをできるだけ反映をした計画にしていきたいというふうに考えております。

小田原委員長 最終的には、経営会議がどういうふうに判断するかということになるだろうけれども、それに向けて、ぜひ、ご努力いただきたいと。

水崎委員 現在の市民体育館という項目のところ、いろいろ載っているのですが、この審議会は、現在の市民体育館についても一緒に検討を、内容の改修とかを含めて考えていくということなのですか。

遠藤スポーツ振興課長 そのとおりでございます。その中では、やはり建築基準法上の問題もございまして、やれる内容につきましては限られておりますけれども、現体育館も可能な限り改修していくような方向で考えております。

小田原委員長 よろしいですか。

中間報告書の報告ということでございます。今、生涯学習スポーツ部長からもお話がありましたけれども、十分反映していただけるというお話がありましたので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。いいですか。つくるなら、いいものをつくってほしいということですね、お金がかかっても、多少は。そういうことは、ぜひ経営会議にお願いしたいと思います。

それでは、スポーツ振興課のご報告は終わりました。

ほかに、何か、報告する事項等はございますか。

石垣学校教育部長 特にございません。

小田原委員長 委員の皆様の方で、何かございませんか。特にありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、ないようでございますので、それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方はご退室願います。

再開は45分ということで、よろしいですか。では、よろしくお願ひします。

【午後 4 時 3 4 分閉会】